

平成28年7月25日

第89回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第89回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年7月11日
告示番号 遠野市農業委員会告示第 号
会議年月日 平成28年7月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野 和 浩
事務局次長兼
農業振興係長 宮 田 秀 一

農地係長 千 葉 芳 治

本日の案件 第89回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午前9時

<p>議 長</p>	<p>【開会】 おはようございます。しばらく太陽が見えない不純な天候が続いておりましたけれども、この頃ようやく気候も暑くなってくるだろうという昨今であります。水田の草刈り等でお忙しいところだったと思いますが、総会お集まりいただき誠にありがとうございます。今日は、午後から農地パトロールもでございます。一日がかりでありますけれども、よろしくお祈りいたします。それでは、早速総会を進めてまいります。開会に先立ち遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先章を30番 佐々木誠一委員をお願い致します。</p>
<p>30番委員</p>	<p>はい。それでは、前段を読み上げますので、後段のほうご唱和をお願いします。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略) ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>【会議成立宣言】 本日のただいまの出席委員は、27名であります。定足数に達しておりますので直ちに第89回遠野市農業委員会総会を開会します。</p>
<p>議 長</p>	<p>7番 佐々木恵美子委員、8番 阿部儀信委員、29番 菊池康祝委員から欠席する旨の届出があり、会長としてこれを認めましたので報告を致します。なお、17番 北湯口進委員からは遅れる旨の報告が入っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>【会長報告】 それでは、会長である私が出席致しました会議等の内容についてご報告を致します。6月27日、第10回遠野市集落営農組合連絡協議会総会に出席を致しました。平成19年に設立になっており、会長は新田議長であります。目的は5年後をめどに集落営農組織の法人化を目指していく目的で設立された訳ですが、5年経過しても法人化まではたどり着かないということで最終年度になったところでもあります。こがらせ農産等は法人になりましたが、まだまだ進まないということで今後この協議会は再延長するのかなという質問もありましたが、県のほうからはまだこのようにするというような通知が入っていないとのことでしたが、継続をして行きましようという話し合いがなされました。6月28日は平成28年度JAいわて花巻懇話会が花巻グランシェールであり出席を致しました。300人ほど全国からお得意様等を含めて関係者が集まったわけですが、せっかく行ったのですから何かをということで、皆さんといろいろ懇談をしながら歩きました。特に、富士ゼロックスさんとお話し合いの中で貴重だったと思うのが、ゼロックスさんの組織を活用して遠野の農産物を社員に提供するようなシステム構築はできないかということでした。これについては、前向きに考えるということでありましたけれども、遠野だけを限定というのはできないわけですが、かなりの社員がいて、そこへ特産品等米を含めて社員向けに遠野からという話し合いができました。もう一つは、花巻市の小原市議会議長と懇談することができましたが、小原議長のお父さんが40年前に現花巻市東和町の町長をなされておりました。この方は減反政策の導入には真っ向から反対し、受け入れることができない、農村が崩壊する、ということをおっしゃっていたのですが、国のほうでは補助金は東和町には支出できない、という圧力があって断念したということがありました。当時の小原町長曰く、農村の崩壊に少しずつ近づいてきているのではないかと。息子さんである市議会議長と親しいお話ができたところでもあります。6月30日は、平成28年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会に出席を致しました。これは、農業委員会会長の入れ替え等もあり、この社員の承認、あるいは決算・予算等全て事務局の原案どおり承認されました。7月11日は岩手県農業会議常設審議委員会に出席しました。これは、3月まで釜石の久保会長が上閉伊地方連絡会会長でありましたから、常設審議員であったわけですが、会長退任ということになり、その後釜に遠野の会長ということでご推挙いただきましたので出席をしております。この中で、非常にどうなのかという議案が県内各市町村から出ており、事後承認と法の適用外案件が非常に多い状況で、何なんだという疑問を感じたところでもあります。事務局には、できる規定がありま</p>

すし、適用外も民法上20年経過したものについては時効ということから法が適用されないということでもありますけれども、これは当時からの農業委員の随時のパトロール等によって見逃し、見過ごしがあったと思われます。農業委員会が形骸化しているというような言葉もございますので、今後この見過ごしということに気を配っていかねばならないと思ひ、そして感じ、審議での意見等に申し入れさせていただいたところであり、私が出た会議・研修等は以上であります。続いて今月の農業委員会事務事業経過については事務局長から説明を求めます。

【事務事業経過報告】

事務局長

はい、議長。

それでは、お手元の遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づきまして、事務事業経過報告を致します。

7月1日ですが、平成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が北上市で開催され、多数の委員の皆さんに出席をいただいております。7月11日、農地法等の申請締切日でございます。そして7月15日には「農地の日」の活動ということで、これまでは菜の花の推進ということを中心に活動をしてきたわけですが、田中ナオ子委員のご配慮いただき、今年度は新たな活動ということで、土淵町柏崎にある圃場のほうにエゴマを作付け致しました。また、周辺の農地の草刈り等を実施したところがございます。7月15日・19日でございますが、農地転用等の現地確認調査でございます。本日の総会の案件・議案として提案してございます。場所について各委員さん方に現地を確認調査していただいたところでございます。7月20日、第1回農政専門委員会が開催されました。本日、議案として提案してございます岩手県農業委員会大会の要請議案等の審議を中心に行われたところでございます。これにつきましては、後ほど会長の方からご報告をいただくことになってございます。7月21日、第3回運営委員会が開催されました。同じく、本総会の議案に載っております重要案件、農業委員会大会の要請議案について等審議したところがございます。そして本日、第89回遠野市農業委員会総会。更には、終了後に第1回農業委員会だより編集会議を開催する予定となっております。そして、午後からは合同庁舎に場所を移し平成28年度農地パトロール出発式及びパレードを開催致します。7月26日以降の主な行事予定でございます。7月27日から8月5日の間、農地パトロールとして市内全域を11地区で行います。なお、一部日程の変更があり、附馬牛地区につきましては日程変更の通知をお渡ししております。予備日も含めまして期間中に農地パトロールを実施することでございますので、よろしくお願いを致します。そして8月3日、平成28年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会が大槌町で開催予定です。そして、8月の農地法等の申請締切日が10日になっています。同じく10日ですが、岩手県農業会議常設審議委員会が開催される予定となっています。そして8月17日は農地転用等の現地確認調査の予定です。なお、お盆明けすぐということでございますが、ここ2・3カ月と同様に、件数によっては1日だけで終わらない場合は、17日が金曜日ですので、土日を挟んで20日の両日に渡ってということになりますので、ご了承いただきたいと思ひます。第90回総会でございますが、8月25日の予定になっています。そして総会終了後、第3回研修会ということで、これは先月の総会の場で質問のあった相続の関係でございますが、そのことについて研修をする予定で進めているところです。主なところは以上でございますが、裏面の方に市からの要請で、地域農業マスタープランの地区検討会の予定を載せています。11地区でございますが、遠野・松崎合同で10カ所を市のほうで巡回し、マスタープランの地区検討会を回っているところです。既に鱒沢から宮守までの5地区が終了致しまして、これからは附馬牛から上郷までの5地区という予定になりますので、これからの地区におきましては農業委員さんのご出席をお願いしたいと思ひます。以上でございます。

【報告事項】

議長

はい。次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に係る届出案件は専決処分致しましたので、内容を事務局長、報告願います。

事務局長

はい、議長。報告第1号についてご説明致します。議案書1ページでございます。農

		<p>地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続等によって権利を取得された2名の方からの届出でございます。本案件につきましては、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成28年7月11日に会長が専決処分をし、届出者に受理通知書を交付しておりますので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議	長	<p>はい。相続等に係る報告、届出でありますけれども、ただ今の報告に関しまして、質疑ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。次に、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局報告願います。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。1番・2番、借人・貸人は同じでございます。借人、●●町 ●●●●。貸人 ●●●●。1番、2番、計6筆。123,448平方メートル。農業経営基盤強化促進法の利用権の全部解約です。解約につきましては、借人が畜産業を廃業したことによるものでございます。次の耕作者につきましては、●●●●が地域の●●●●などと貸し付けの協議中となっております。以上、2件報告と致します。</p>
議	長	<p>はい。ただ今の報告に関しまして、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>なしという声が出ましたので、質疑なしと認め、質疑を終結致します。次に、報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」事務局に報告を求めます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」でございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。1番、2番の届出者は同じ方でございます。届出者、小友町 菊池昭夫。1番、2番の土地の所在地は、基盤法による利用権設定している土地、計6筆。6,250平方メートル。届出内容は、水路に水が来ないため田の畦畔を除去し、ハウスを建てるものでございます。なお、農地の現状変更につきましては、土地の所有者からの承諾書をいただいております。以上、2件報告と致します。</p>
議	長	<p>ただ今の報告に関しまして、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。次に、報告第4号、7月20日に農政専門委員会が開催され、その会議内容について似田貝農政専門委員会委員長より報告を受けましたので、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき、本総会に私のほうから報告を致します。会議で話し合われた一つ目は、この総会議案として上程になりますが、岩手県農業委員会大会への要請議案として、遠野市農業委員会として素案を作り上げた、ということの報告でありました。内容ですが、遠野市としてどのようなものが重要案件になるのか、ということでもありますけれども。経営所得安定対策が1万5千円から7千5百円になっているわけですが、これが30年には無く</p>

なる予定となっています。農家は農業所得を高めるためには、これは重要な案件であることから、法制化していただけないかという内容です。さらには、鳥獣害被害に対しては、今までのやり方では個体数を減らしたと言いつつも、実態は増えているのではないかと。したがって自衛官の退職者、警察官、全国からの狩猟免許を持った人達を要請して、駆除隊を構成し思い切った駆除をやっていただけないかという強い気持ちでの要請案が作り上げられておりました。運営委員会でもいろいろ議論をして若干修正をさせていただきましたが、ほぼ原案通りで本総会に上程をさせていただきたいというように思います。二つ目は、以前は農業委員会県外研修を毎回改選期に行ってきましたが、昨年度から農地中間管理事業補助金の方を活用して、県外研修の実施ということでありましたが、この研修の場所を今年は秋田県方面とし、内容は大潟村等における担い手への農地集積の事例と太陽光発電に伴う農地転用の事例研修をしたいということを検討したということでありました。なお、場所については事務局一任ということで、事務局が場所を設定していくわけですが、太陽光発電の農地転用を伴う案件があるかどうかについては不明なものでして、精査をして10月までには総会に提案していくことになりました。農政専門委員会の皆様には、ご苦勞をおかけしました。ありがとうございました。なお、会議内容を詳細に承知した場合には、当規定規則第25条に基づきまして、専門委員長に報告を求めることができるという規定になっておりますので、質疑を許したいと思います。それでは、ただ今ご報告を致しましたことに関して、質問等ございますか。議案として上程するわけでありませうけれどもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議 長 はい。要請議案は、議案としてご審議いただくこととしますので、この場合は質疑なしと認め、質疑を終結致します。次に、議案審議に先立ちまして、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己または同居の親族若しくは配偶者に関する事項について該当する委員は、その議事に参与できませんので、審議に先立ちまして関係する委員には退席を求めることとなります。

【日程第1】

議 長 日程第1についてお諮り致します。議事録署名人並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 はい。ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に1番 菅原一雄委員、2番 似田貝順一委員、会議書記には事務局 宮田秀一次長を指名致します。

次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。

農地係長 はい。議長。第89回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。法第3条、今月計5件、21,560平方メートル。利用集積、今月計7件、29,490平方メートル。法第4条、今月計1件、107平方メートル。5ページです。法第5条、今月計7件、25,159.11平方メートル。適用外、今月計4件、1,815平方メートル。法第18条第6項、今月計、2件、123,448平方メートル。以上でございます。

【日程第2】

議 長 続きまして日程第2、議案第22号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。

農地係長 はい。議長。6ページです。議案第22号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございま

		す。●●町、1筆、2,915平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。使用貸借です。次の議案第23号において所有権移転許可申請書の提出があり、関連しておりますけれども、借受人は●●町内に家を購入し近接の農地を借受け新規就農するものです。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。
議	長	ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果の説明をお願いします。●●町地区担当委員、お願いします。
2 番 委 員		はい、議長。2番 似田貝です。15日の「農地の日」の活動の後、午後からの現地確認調査でした。事務局2名と地元農業委員4名で現地確認調査にあたりました。事務局からの説明のあったとおりでございますけれども、何ら問題は無いというように報告を致します。
議	長	はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果の説明を終わります。早速質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第22号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
		「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可と決しました。
議	長	【日程第3】 続いて、日程第3、議案第23号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局より説明を求めます。
農 地 係 長		はい。議長。7ページです。議案第23号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由の順番に読み上げてまいります。1番、●●町、1筆、660平方メートル。●●町 ●●●●。●●市 ●●●●。規模拡大のため買い受ける。相手方の要請により売り渡すものです。なお、関連として議案第26号において、隣地に一般住宅を建築するための5条申請書の提出もなされております。2番、●●町、1筆、948平方メートル ●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。新規就農のため買い受ける。相手方の要請により売り渡すものです。3番、●●町、2筆、1,199平方メートル。●●町 ●●●●。●●市 ●●●●。相手方の要請により買い受ける。遠隔で耕作不便のため売り渡すものです。4番、●●町、21筆、15,838平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。生前一括贈与です。父から譲り受ける。後継者へ譲り渡すものです。以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地確認調査の結果の説明をお願いします。なお、親子間の所有権移転については、現地確認調査の報告を省略させていただきます。それでは、●●地区担当委員お願いします。
1 番 委 員		はい、議長。1番 菅原です。19日農業委員会事務局2名、それから農業委員3名で現地を確認してまいりました。測量等もきちんとされておりますし、先ほど説明がありましたとおり、その脇には自宅を建築するという予定でもございますので、私ども委員

	としては良としたということでありませう。
議 長	続いて●●町地区担当委員お願い致します。
2 番 委 員	はい、議長。2番 似田貝です。先ほどの22号での議案と関連性がございませうけれども、農業委員会事務局で説明されてございませう。何ら問題が無いことを確認しましたので報告致します。以上です。
議 長	はい。●●地区担当委員お願い致します。
6 番 委 員	はい、6番 奥寺です。15日に委員会事務局2名と委員2名の4名で確認を致しました。帳簿は畑ですけれども、現況は草地になっておりましたので、●●●●さんに連絡をし「どうするか」ということを聞きましたが、「追い追い畑にする」という確認を致しました。以上です。
議 長	以上で現地確認調査の結果の説明を終了し、早速質疑に入ります。質疑ございませうか。
4 番 委 員	はい、議長。4番 佐々木です。2番の●●●●さん、先ほどの22番でも案件がありました、合計で約4反歩くらいですが、新規就農ということはどういう作物を栽培するのか。新規で4反歩というのはかなりの面積になるのですが、そのへん説明をしていただきたいと思います。
議 長	はい。ただ今の質問で、約4反歩これを活用した新規就農ですから営農計画が提出されていると思いますが、ただ今の質問に対して、どのような作物を考えているのか、併せて導入する機械等について答弁願います。
農 地 係 長	はい、議長。お答え致します。新規就農ということで、●●●●さんから所有権移転と使用貸借の申請書が出されておられます。現在、婚約予定者の方と同居をしていますが、その方が現在●●●●のほうで認定新規就農者ということで12月まで研修を行ってございませう。4反歩ほどの農地につきましては、遠野パドロンを作付けし段々に出荷したいという意向を持っているようございませう。機械につきましては、トラクター等を購入予定ということで計画をいただいております。以上です。
議 長	佐々木委員、よろしいでしょうか。
4 番 委 員	はい。頑張っていたきたいと思います。
議 長	はい。今、研修中として。研修終了後は、パドロンを中心に生産していくという計画のようございませう。なお、機械につきましては、今後、就農した時点で随時購入をしていくという計画になっているということでありませう。その他、ございませうか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	あの、議長から一つよろしいでしょうか。1番の方が、この場所を購入して新築を、というのは説明されたと思ひませうけれども、この場所、●●町の方へ移り住むという計画なわけですか。
農 地 係 長	はい、議長。お答え致します。今回の住宅の新築につきましては、息子さんがその土地に住宅を建築するというございませうが、土地の所有が●●●●さんということで、●●●●さんの方で申請がなされておられます。以上です。
議 長	はい。それでは、その他に質疑ございませうか。

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	よろしいですか。はい。質疑なしと認めまして、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第23号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第4】
議	長	続いて日程第4、議案第24号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
事務局次長		はい、議長。議案第24号、「農用地利用集積計画の決定について」ご説明致します。説明につきましては、これまで通り新規のみ説明をさせていただきます。番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、契約期間の順番に読み上げて説明させていただきます。まず初めの1番、利用権の設定を受ける者、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●、面積2,009平方メートル。契約期間は4年10カ月。3番、●●●●●。●●●●●。●●●●町●●●●●、他4筆。合計面積は4,137平方メートル。契約期間が5年。5番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●、他1筆。合計面積は1,866平方メートル。契約期間2年8カ月。6番の計画につきましては、6月の20日に開催致しました農地のあっせん委員会で売買が成立したことによりまして農業法基盤強化促進法に基づきまして所有権移転を行うものでございます。●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●、他1筆。合計面積、6,864平方メートル。7番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●、面積3,087m平方メートル。契約期間4年8カ月。となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。
議	長	はい。それでは番号3については●●●●●委員が、議事参与に関係してまいりますけれども、ただ今現在、●●●●●委員がまだ到着しておりませんので、議事参与に関係する委員がいないことで一括審議を致したいと思っております。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	よろしいですか。はい。質疑なしと認めます。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第5】
議	長	次に日程第5、議案第25号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
農地係長		はい、議長。10ページです。議案第25号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。本案件は作業小屋建築を目的とする農業用施設用地として転用するものです。申請地は、農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は旧作業小屋の老築化のため、新たに作業小屋を建て替えるものであり、農作業の効率を考慮した結果、申請地以外に適地が無いものでございます。作業小屋1棟、全体で150.3平方メートルとなっておりますけれども、農地転用分として、作業小屋22.53平方メートル。通

		<p>路84.47平方メートル。であり申請地と隣接した宅地に建築する予定のものです。第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で農地法第4条第2項第2号により代替地が無い場合は許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。以上、本案件につきましては農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果の説明をお願い致します。●●地区担当委員お願いします。</p>
12番委員		<p>はい、議長。12番の山崎です。15日、地区担当委員5名と農業委員会事務局2名で調査しましたけれども、前々からここに作業小屋があったんですけども、今度新しく建て直すわけですけども、その部分で端の方が農地になったということで確認してまいりました。以上です。</p>
議	長	<p>はい。ありがとうございました。現地確認調査の結果の説明が終わりましたので、早速、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第25号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第6】 続いて日程第6、議案第26号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長		<p>はい、議長。11ページです。議案第26号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。1番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は住宅を建築するにあたり官公庁などに近い利便性の良い当申請地を適地と判断したものであり農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金、融資により確保する計画であり金融機関の残高証明書、借り入れ事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。2番、携帯電話無線基地局新設工事に係る仮設作業場を目的とするその他の施設用地として一時転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。本案件は携帯電話基幹地区解消のため基地局建設に係る工事作業場として利用するものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。3番、住宅分譲地を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。申請者は、宅地分譲希望者が増加しているため申請地を買い受け宅地分譲するものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。4番、貸駐車場整備を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。申請</p>

者は駐車場を求める声があったこと。資金計画に見合う土地があったことから貸駐車場を整備しようとするものであり第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。5番、工場拡張を目的とする鉱工業用地として転用しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は事業拡大のため新たに工場の拡張と雇用の増加並びに現駐車場は狭小で安全確保が難しいので駐車場を整備しようとするものです。また現在2カ所ある北側と南側の工場敷地を結ぶ連絡通路を整備しようとするものです。全体面積は5,597平方メートルですが農地転用分は3,554平方メートルであり申請地と隣接した自己所有地の山林に整備する予定のもので、第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものは例外的に許可できるもので本案件の既存の敷地面積は14,620平方メートルでございます。事業費は融資により確保する計画であり金融機関の融資証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。12ページです。6番、●●●●の工事施工に必要な仮設事務所、工事車両等駐車場の整備を目的とするその他の施設用地として一時転用しようとするものです。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請地は工事箇所からの利便性による適地として選定したもので施設の概要は事務所1棟、工事車両10tダンプ及び従業員用駐車場30台、資材置場、通路、回転場として利用しようとするもので、第1種農地は原則不許可ですが、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。7番、農業用施設整備を目的とする農業用施設用地として転用しようとするものです。申請地は●●●●の農地であり、第1種農地と判断しました。本案件は●●●●に所属する酪農家の減少、使用頭数の減少、経営者の高齢化問題など今後、酪農振興を進める上での課題に取り組むため、●●●●などで構成される●●●●●●、申請者は構成員として中心的な経営体のモデルとして位置づけられており、家畜飲料水が確保できる場所であることから当申請地を適地として、搾乳牛舎1棟、飼料調整場1棟、堆肥舎2棟を整備しようとするものです。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行令に規定する農業用施設に該当するため、例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては補助金、自己資金、融資により確保する計画であり、補助金の内容、金融機関の残高証明書、借入れ事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。以上7件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 はい、事務局の議案の説明に関連致しまして、地区担当委員から現地確認調査の結果の説明をお願い致します。最初に●●●●地区担当委員お願いします。

1番委員 はい、議長。1番 菅原です。先ほどの議案に第23号でも提案してございましたけれども、今回はその規模の田んぼを牧草地にするということでございまして、●●●●に行く道路を直線まっすぐ行きますと以前にもご提案をしてご承認をいただいております。アパート等が建っている地域でございます。道路向かいは、ほぼ住宅になっておりまして、何ら問題ないということから了解してまいりました。よろしくお願い致します。

議長 はい。続いて、●●地区担当委員お願いします。

22番委員 はい、22番 新田です。19日時間は11時に私ども委員3名、それから職員2名で現地を確認しました。これは、一時転用ということで、周囲にも影響がないということで確認してきました。以上でございます。

議長 はい。続いて、●●町各地区担当委員お願いします。

24番委員 はい、議長。24番 濱田でございます。議案の3番・4番について現地の確認をしてきましたのでご報告致します。19日、委員4名、事務局2名で現地の確認をおこなった

	<p>ところでございます。議案の3番でございますけれども、場所につきましては●●●●の裏になります。すでに周辺が住宅地ということで、周辺農地に与える影響というものはほとんど見当たらなかった、ということであります。それから4番につきましては、●●●●の向かいにあります。隣接になります。当然、周辺、今回場所的になる部分におきましては隣接が宅地、裏が住宅地ということで農地に与える影響等は何ら見当たらなかったことをご報告を申し上げます。</p>
議 長	<p>はい。続いて、●●町地区担当委員、お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>はい、議長。似田貝です。5番の案件についてですが、場所的には●●●●に向かう途中の右側になります。周辺に対する影響も考慮しましたけれども、なにも問題ないというように確認をしてみいましたので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>続いて、●●地区担当委員お願いします。</p>
12 番 委 員	<p>はい、議長。12番山崎です。15日、農業委員5名、事務局2名で確認をしましたが、場所は前の●●●●の跡地でございます、1年間の一時転用ということで何ら問題がないと確認をしてみいました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。続いて、●●地区担当委員お願いします。</p>
14 番 委 員	<p>はい。14番、千葉です。19日に農業委員2名、それから事務局職員2名で確認してございます。場所でございますが●●●●から北東約8キロ入った●●という部落・地区になります。それで先ほど事務局から説明がございました、畜産クラスターで整備を行うということになります。周辺の状況でございますが、周辺が山に囲まれてございます。保全管理地域となっておりますので、何ら問題もないものと確認をしてございます。以上です。</p>
議 長	<p>はい。現地確認調査大変ご苦労様でございました。調査結果の説明が終わりましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
3 番 委 員	<p>はい、議長。3番 鈴木でございます。3番の件について質問したいと思います。3番の土地については●●●●の裏ということで、住宅密集地で将来的には宅地化になっていくものと思っていましたところですが、この土地、田んぼですけれども、一昨年の秋あたりから、もうすでに土砂を埋めて現状変更したようです。去年は実際、蕎麦を植えてそれなりに収穫もしたようですけれども、どのような理由で現状変更したのかお聞きしたいと思います。</p>
議 長	<p>ただいまの質問でございますが、3番の部分の現状変更がすでになされて、蕎麦を播種され栽培した、という実績があるようだというものでありますが。その現状変更したのはいつ頃かと、どういう予定だったかというのは分かりますか、事務局。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。回答致します。現地確認の際に委員さんの方から確かに「蕎麦を前に植えていた」というお話をお伺いしたのですが、現状変更につきましては、現在、把握しておらず申し訳ありません。調べたいと思います。</p>
議 長	<p>白岩委員、分かりますか。</p>
28 番 委 員	<p>3年くらい前に、現状は地盤が低かったので、地盤を上げるということで申請が出て、許可になった土地であり、去年減反で蕎麦を植えたというように見ていました。</p>
議 長	<p>ただいま、3年ほど前に、現状変更届が農業委員会のほうでなされて、許可後において、去年は蕎麦を播種したという地区担当委員の見方ではありますが。鈴木委員、</p>

	よろしいですか。
3 番 委 員	住宅分譲地ということだから、計画的であったのではないかなと捉えられるような気もするのですが、何ら問題は無いわけですね。
議 長	3年ほど前に現状変更したというのは、宅地への転用を見据えてというような考え方もあるようですけれども、農地として蕎麦をやってきたということから、そういう計画は持ってなかったというのもありますけれども。何かありますか、事務局。
農 地 係 長	はい、議長。お答え致します。農地として耕作をしてということで蕎麦等を栽培し、農地転用については経営設定になかったと思いますが、現在、今回の農地転用申請につきましては、第3種農地の住宅分譲地への転用ということで問題は無いということで確認はしてございます。
議 長	はい。その他、ございませんか。
議 長	議長からも確認をさせてください。1番についてですが、●●●●さんが499平方メートルの住宅用地として、前の議案23号で660平米の水田を買い求めているわけですが、660平米ということは、農地の下限面積に抵触をするので、お父さんの名前で買って、息子さんが入るといことでしょうか。
農 地 係 長	はい、議長。下限面積になるといこと、そのとおりでございます。
議 長	分かりました。その他、ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第26号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第7】
議 長	次に、日程第7、議案第27号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
農 地 係 長	はい、議長。13ページです。議案第27号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。申請人、●●●●町 ●●●● ●●●● ●●●●。承認を受けようとする土地、●●町、1筆、1,520平方メートル。事業計画・変更内容につきましては、従業員並びに事業用大型車両・大型トラックの駐車場整備の当初計画をしていた盛土材の土量が確保できなかったため、事業期間を平成29年12月までに延長しようとするものです。ご審議よろしくお願い致します。
議 長	はい、議案の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	はい、質疑なしという声がありましたが、議長から確認させていただきたいことが一

	<p>点。●●●●さんでは、当初、ここに重機等の駐車場を計画し転用の申請がなされ、盛土材が不足したということですが、これによってその駐車場等の確保ができなくなるわけですけれども、事業所の影響等については何か出て来るとか気にしませんでしたか。緊急性はそんなに無いということですか。</p>
農地係長	<p>はい、議長。駐車場整備ということで、以前に出された案件でございますが。緊急性という部分ではございません。盛土材を確保しながら、平成29年までに駐車場を整備するという事で承っています。</p>
議長	<p>先ほど、質疑なしということでございましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>[「はい。」という声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第27号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可と決しました。</p>
議長	<p>【日程第8】</p> <p>続いて日程第8、議案第28号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。14ページです。議案第28号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。1番、土地の所在地、●●町、2筆、320平方メートル。申請人、●●市 ●●●●。手続きを怠っていた理由等は、亡父が昭和41年に居宅を建築し現在に至る。相続で取得したため農地の認識がなかったためでございます。2番、土地の所在地、●●町、2筆、975平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。手続きを怠っていた理由等は、亡父が昭和23年に居宅を、昭和39年に畜舎を、昭和52年に作業所を建築し現在に至る。相続で取得したため農地の認識がなかったためでございます。3番、土地の所在地、●●町、1筆、174平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。手続きを怠っていた理由等は、亡父が昭和63年から公衆用道路として利用させ現在に至る。相続で取得したため農地の認識がなかったためでございます。4番、土地の所在地、●●町、3筆、346平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。手続きを怠っていた理由等は、父が昭和37年に居宅を、昭和38年に物置を建築し現在に至る。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためでございます。なお、1番は、相続で財産を確認した際に判明したこと。2番から4番は、家の建て替えを計画した際に判明したものでございます。以上、4件ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。議案の説明が終わりましたので、ただ今の説明に関連致しまして、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。最初に、●●地区担当委員をお願いします。</p>
1番委員	<p>はい、議長。1番 菅原です。1番の案件につきましては、●●に行く途中にあり、今現在、●●●●の都市計画地域外でございまして、皆さん分かるかと思いますが、●●●●の隣地になっています。測量等きっちり行っており、現在、空き家でございますけれども、何ら問題ないと現地で農業委員3名と事務局2名で確認してまいりました。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。続いて、●●地区担当委員をお願いします。</p>

25番委員	はい、議長。25番 綱木です。19日に地元農業委員と事務局2名、計3名で現地を確認致しました。現地は、●●から●●に抜ける●●●●の近くです。●●●●になります。この場所は区画案件が25くらいの区画だと思いましたが、そこに牛舎を建てているわけですが、宅地と確認をしまいいりました。以上です。
議長	はい。続いて●●地区担当委員お願いします。
25番委員	はい。12番 山崎です。この場所は、●●●●から東南の方に500メートルほど入った場所にあります。今度、家を建て替えるということで判明した訳ですけれども、ここに書いてあるとおり、家も古くなっておりまして建て替えるということで、何ら影響が無いというように思って宅地と確認をしまいいりました。以上です。
議長	はい。ご苦労さまでございました。それでは審議いただく前に少し確認させていただきますが、番号3番の「公衆用道路として利用させている」ということでありますから公衆用道路となると、市または岩手県等でこれを道路として登記を進めることになるのでしょうか。
農地係長	はい、議長。お答え致します。当初、公衆用道路ということで私道ではないということで建設課に確認をしましたが、個人の道路ということで、市道等に接続されて使用されているということになっているようでございます。
議長	私道ということですが、皆さんに使用させているので公衆用道路と判定をしたということですか。
農地係長	その通りでございます。
議長	はい。現地確認調査等の説明をいただきました。それでは早速質疑に入ります。質疑ございませんか。
30番委員	はい、議長。30番 佐々木です。私、かねがね疑問に思っていたのですが、農地法の第3条・第4条・第5条と絡んでいることについてですけれども、適用除外というのは、放棄が20年以上というようにおっしゃっていました。例えば、19年とか15年とかといったものに対して、農業委員会として何か罰則規定、或いは誰も分かっていることとはしないと思いますけれども、そういう経過の浅いもの、例えば10年以内、9年以内、そういったものに対しての罰則規定などあるのでしょうか。そのへんの確認です。
議長	事務局、よろしいでしょうか。
農地係長	はい、議長。20年経っていないもの等につきましては、指導というかたちになるものではないかと思えます。
議長	佐々木委員よろしいでしょうか。
30番委員	はい。佐々木です。農業委員として、悪意を持ってやっている人はいないと思います。農業委員会のほうからは、そういったものに対する指導書なり通知書なり、もっと検討すべきではないかと思えます。ただ、40年・50年経っているものについては、確かに一概とは言えないのではないかと。これを見ると1番は43年、2番目は39年、3番目は28年と4番目も54年経っている。誰も悪気があってやっている事ではないとは分かりますが、これから先々、農業委員会・農業委員として立場をはっきりさせるためには、そういったこともご検討されたいかかなものかと思つたものですから、私の方から意見として申し上げたいと思えます。以上でございます。

議	長	<p>ただ今、30番委員から貴重なご意見をいただきましたが、実は以前、無断で農地に業者の方がプレハブの事務所を置かれた、又は無断で農地を駐車場として舗装しておいたという案件があり、早速これは地区担当委員が事務局に連絡すると共に、担当委員自らが、該当者へ行って注意をし、プレハブは撤去、舗装の部分については、事後承認ということになりました。まったく農地法を知らなかったものですから、そういうことで処理をしてきたということと併せて、岩手県建設業協会遠野支部の方へパンフレット等を持って行き、「違反転用をしますとこういう重い罰則があります」ということで建設業協会の皆様へ説明をしたことによって、遠野市における建設業協会に係る違反転用と思われるような案件が少なくなってきたというように捉えております。ただ今のご意見は参考にさせていただきながら、通知書で持っていくべきか、又は地区担当委員が指導をし、今後そういうことが無いように頑張っていくか。そんな取り組みをさせていただきたいというように考えております。よろしいでしょうか。その他にございませんか。</p>
		<p>【「なし」という声あり】</p>
議	長	<p>よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第28号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
		<p>【「異議なし」と呼ぶ者あり】</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり「可」と決しました。それでは、1時間30分近くになりまして、お疲れが出たと思いますので、ここで10時30分まで休憩致します。</p>
議	長	<p>それでは時間になりましたので、続けてまいります。</p>
		<p>【日程第9】</p>
議	長	<p>続いて日程第9、議案第29号、「平成28年度岩手県農業委員会大会の要請議案について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局長		<p>はい、議長。議案の最後でございます。議案第29号、「平成28年度岩手県農業委員会大会の要請議案について」、平成28年度岩手県農業委員会大会の要請議案を別紙のとおりと致したいと思っております。内容につきましては、別紙でございます。議案第29号、平成28年度岩手県農業委員会大会の要請議案について、資料に基づきご説明を致します。農業スタイルの充実に関する要請決議でございます。まず、一つ目と致しましては、農業・農村政策の確立に関する事項でございます。（1）TPP交渉に関する事項。農業委員会検討組織につきましては、TPPの問題が出てきてからは、数年内このTPP協定について十分な防衛が無い限りは交渉から撤退すること、というようなことで要請をしておりますけれども、TPP協定につきましてはその意に反しまして、交渉過程における具体的な情報が公開されないまま調印に至ったということです。今後農林水産物等の輸入が増加すること等、国民生活へ大きな影響が懸念され、農業者の不安は益々増してきているところです。現在国会におきまして、法案が審議されております。若干、審議がストップしている状況でございますけれども、ただし、消費者や農業者等国民に広く理解が得られるよう十分に審議を尽くすこと。また、国内対策について政府は、新規事業並びに既存事業の予算増額等の対策に取り組んではいますが、各種施策の長期的かつ安定した継続を図ること、この内容で要請を致したいと考えます。（2）担い手への農地の利用集積の推進に関する事項でございます。国の方から農地の集積・集約化、これにつきましては、10年後には全体の8割の集積ということで、目標が掲げられています。それに基づきまして、農地中間管理事業等担い手に農地を集積・集約する制度等が出されているところですが、この農地集積・集約化につきましては、耕作放棄地の発生防止ということで非常に重要な政策でございます。それに絡む中間管理事業は、非常に重要な政策であると感じています。しかしながら、農地中間管理事業による法人・個人</p>

の担い手の集積・集約化を進める一方で、中山間地等における耕作放棄地化の拡大が顕著でありますので、農地の集積・集約化を推進するため、畦畔の除去、暗渠排水、耕作道の整備に係る支援制度の充実を図ること。また、担い手への農地集積を一層推進するために、機構集積協力金の運用内容については、かなり変わってきています。国の予算が厳しいということから、国からの配分が益々圧縮しているところでございます。また、その優先順位は、予算の範囲内でつけるとし、そのためには交付金の基準等、単価等を下げる可能性もあるとのことで、その機構集積協力金の交付対象地域拡大、及び交付基準の見直しを図るとともに、予算額を増額ということで要請するところです。

(3) 農業経営の安定対策に関する事項です。意欲ある農業者が農業を継続しうる環境を確保し、食糧自給率の向上を図るために、経営所得安定対策の継続は不可欠と思われまます。交付金の増額はもとより、恒久的制度として定着を図ることの要望です。これについては、平成30年度から転作の配分をしないという実質的な転作制度の廃止を、国が打ち出してきていますので、そういう考えの要請です。また、認定農業者等の担い手が、経営規模拡大や経営改善に伴う各種融資・助成制度の拡充を図ること、更には集落営農や新規就農者が規模拡大や良品質農作物生産に取り組むにあたり、多額な設備投資が必要となることから、設備投資に対する支援の強化、また新規就農者の確保、集落営農組織の法人化等におきまして、アドバイザー等の指導者の設置に係る財政支援を講ずることの要請です。遠野市では、これらのアドバイザーを配置しており、これらの財政支援の要請でございます。(4) その他農業・農村の振興施策の充実強化に関する事項では、鳥獣による農作物被害は、収量の減少だけではなく、耕作意欲を低下させ耕作放棄地の増加に伴い、担い手のなり手が減少し、農村景観が悪化してきている現状です。鳥獣被害防止総合対策交付金補助率の引き上げなど、一層の充実強化を図っていただきたい、併せて有害鳥獣の駆除に向けた狩猟免許取得者の増加対策並びに若返りのための支援措置を強化することです。ここに5つの具体的事項を載せています。有害野生鳥獣の捕獲の強化、狩猟従事者の負担軽減、狩猟・捕獲従事者の育成、捕獲奨励金の増額、被害対策への支援強化でございます。②と致しましては、農村では農業用水路、農道等の保全管理を地域住民が一体となって維持管理する事によって、地域の活性化・連帯感が保たれております。また、農業農村整備・補助整備事業等につきましては、生産性の高い優良農地の確保はもちろん、耕作放棄地の発生防止・解消には欠かすことのできない制度でありますので、基盤整備事業での既存施設の維持・管理対策に係る予算の確保を図ること。また、農業についての高い知識と専門技術等を習得し、農業指導士等何らかの資格が得られる農業教育施設の創立を図られたいとしています。(5) 農業委員会系統組織に対する支援に関する事項は、多様化する時代の変化に対応するため、農業委員会は独立した行政委員会として、地域農業の維持・発展に努めてきております。複雑多義な案件が増加しているところでございますが、全国農業会議所・都道府県農業会議からの指導が不可欠な状況にもあります。つきましては、農業委員会が地域農業の維持・発展に自力で取り組むことができる体制を確保するためにも、農業委員会交付金の増額確保を図ることの要望です。また、東日本大震災からの復旧・復興に関する事項でございますが、東日本大震災に係る福島原発事故発生から5年を経過した現在においても、未だ収束の見通しが立たない状況でございます。農業者の不安は益々募ることになり、営農意欲の喪失による離農者の増加はもとより、営農継続が困難となってくる農家が出てくることも今後懸念されているところでございます。このことから、国と東北電力が責任のもと、風評被害を払拭するため、農畜産物の安全性を積極的にPRするとともに、経営支援及び販路拡大などあらゆる面に支援を継続的に行うことに併せ、農畜産物の生産農家の所得補償を迅速・確実に進めること、またすべての国民に安全で安心な生活を保障するために、環境・水・農畜産物・土壌などについて、公的機関による汚染状況の検査体制を広域的かつ継続的に実施し、風評被害の早期払拭に向けた情報発信を行うこととしています。3番目として、特に県に要望する事項では、クマ・シカ・ハクビシン等による野生鳥獣による農作物被害が増加しています。急激に増加し続ける野生鳥獣の個体数を思い切って減らすために、国・県が主体となり、自衛隊退役者や警察官等の退職者、狩猟免許所得者を全国に応募し、駆除隊を組織するなど徹底した対策を図ること、という内容でございます。国への要請手続きにつきましては、農政専門委員会並びに運営委員会で意見をいただき、その意見を踏まえながら調整をし、本総会に提

	<p>案をいたしてとところでございますが、本総会で議決後は、8月3日の上閉伊地方農業委員会連絡会議連絡会の場で、要請議案を釜石市・大槌町とも併せまして、上閉伊地方連絡会として要請議案を調整致し、岩手県農業会議に発送するということとなりますので、よろしくお願ひします。なお、この要請決議にあたりましては、昨年12月に認定農業者と農業委員会との懇談会を行ったわけでございますが、それらの経験等を踏まえながら、作成したとところでございます。なお、封筒の中には、遠野市農業委員会と遠野市認定協議会との意見交換会に出された要望内容をお入れしています。各地区における農業委員と認定農業者との意見交換をした多数の意見書を踏まえて、今年2月28日に農業委員会運営委員会において、また認定農業者協議会につきましては、理事・役員等で意見交換をして集約をし、総括したものでございます。その中で出された意見を纏めたものを、本日の参考にとということでお出ししているところでございます。以上で議案29号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>はい、説明が終わりましたが、この議案の提案者である私ではありますが、目を通したつもりでしたが若干間違いというよりも余計な文字がありますので、これを削除させていただきたいと思ひます。1ページ(1)の真ん中頃の「今後農林水産物等の輸入が増加する事等、国民生活へ大きな影響等」の部分ですが、等々が並びますので、影響等の等を削除していただければと思ひます。お願ひします。</p>
事務局 長	<p>分かりました。申し訳ありません。</p>
議 長	<p>事務局から、議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「ありません」という声あり]</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
10番 委員	<p>はい、10番 奥友です。表現ってそれぞれ好みとかあろうと思ひますので、内容についてはこれでよろしいと思ひのですが、会長が言いましたけれども、(1)「国民生活へ大きな影響等が」ってありますけれども、例えば「国民生活への」と変えてもいいのではないのでしょうか。それから(2)のタイトル「担い手への農地の利用集積の」ですが、これをワードで打っていきますと、「の」が続いて多分赤い波線でチェックしなさいよと変換するときに出てくるはずですが、余計なことに口挟むようで申し訳ないのですが。それと、本文章に入って「農地集積・集約化」という表現をしてありますから、そこから下って4行目の右の方に、法人や個人の担い手への集積の部分は、「、」ではなくて「・」集約化と表現をしたほうがよろしいと思ひます。本文にまた戻りますが、1行目の「農地の集積・集約化は、耕作放棄地の発生の」また「の」が続きます。「担い手が経営規模拡大」ということではなくて、「経営規模を拡大することで」という「を」の置き方の前後とかいうところですが、好みもあるでしょうが、ちょっと気づきましたので、もう一度出す前にチェックをされたらというところですが。</p>
議 長	<p>はい。ただいま奥友委員のほうからご指摘いただきましたが、確かに黙読と違い、声を出して読むと何となくというのがありました。奥友委員からのご指導賜りながら、手直しをして、3日に釜石市・大槌町・遠野市の農業委員会が集まりますので、それまでには訂正をさせていただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p>
10番 委員	<p>そんなに大袈裟な話ではなく、一般的に読んだときに疑問に思ったところを直しませんか、という単にそれだけのことでですから、あまり大袈裟に捉えなくていいと思ひます。内容そのものはまったく問題がないと思ひます。</p>
議 長	<p>ただいまご指摘をいただいたとおりだと思ひます。手直しはしますけれども、農政専門委員会委員の奥友委員でもありますので、もう一度見ていただきながらということ</p>

		で、お願いしたいと思います。その他にございませんか。
14番委員		すみません。14番 千葉です。1の(1)、中ほどに「現在国会において法案が審議さて」とありますが、「れ」が入るのではないのでしょうか。
議長		ありがとうございました。「れ」が抜けておりました。その他、ございませんか。 [「なし」という声あり]
議長		よろしいですか。それでは、本日ここで遠野市農業委員会として良とご決定をいただきましたが、3日に大槌町の方へ出向きまして、釜石から出た議案、大槌町から出た議案、遠野市農業委員会から出た議案を持ち寄って、調整をするということになります。遠野市農業委員会としての議案は、説明をした通りでよろしいでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者、多数]
議長		はい、ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。なお、付け加えさせていただきましても、3つの案を持ち寄った時において、原則この議案は尊重されますけれども、釜石市・大槌町とも調整しますと、表現内容が若干変更になる可能性もありますが、これらにつきましては、運営委員会へ一任ということで任せていただけますでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者、多数]
議長		ありがとうございます。ご異議なしと認め、上閉伊地方農業委員会連絡会で持ち寄った案については、運営委員会で確認させていただきます。また遠野市で誤字脱字の無いようにしていきたいと思います。それでは、議案、審議は以上でございますが、委員の皆様から、何か普段思っている事ございましたらば、ご発言をお願いします。 [「なし」という声あり]
議長		よろしいですか。委員の皆様からはございませんでしたが、事務局から何かありますか。
事務局次長		はい、議長。本日の配布物の確認でございます。封筒の中身でございますけれども、先程説明の認定農業者との意見交換会でまとめた資料の他に、今年度の新たな農業委員会必携が届いておりますので、業務の参考とさせていただきます。それから県の農業会議から、広報が届いておりますので配布をしております。それから、本日午後1時半からの農地パトロールの出発式につきましては、事前にご連絡を致しております。各地区から軽トラ1台出させていただきたいということです。ご予約の委員さんにつきましては、よろしくお願い致します。その他の委員さんにつきましては、ただいま庁舎が耐震工事をしておりまして、駐車場がだいぶ狭くなっておりまして、可能であればですが、乗り合わせのご協力いただければありがたいということです。近場ですと、市民センターの駐車場がございますが、30分過ぎると有料となりますので、できるだけ乗り合わせということでご協力をお願いします。
事務局長		はい、議長。私のほうから、ご紹介でございます。農業委員会の業務必携ですが、34ページの後からご覧になっていただくと、中間管理事業に対する相談窓口を農業委員会に設置とありますが、アドバイザー2人と農業委員が連携をして事業推進をしていく、このことが去年の6月19日号全国農業新聞に載った訳でございますけれども、この事例が農業委員会業務必携のほうに取り上げられてございますので、参考のためにご紹介ということでございます。よろしくお願い致します。以上です。

議 長	<p>それでは、今回は重要案件でしたけれども、先ほど鈴木委員からご指摘いただきましたとおり、適用外、農地転用違反に思われる案件につきましては、気を引き締めていかなければならないというところであります。つきましては、委員の皆様から活動記録カードが提出されていただいておりますが、この中で、随時のパトロールをした、というような記載をされているというのは本当に稀のようです。ということは、先ほど鈴木委員がおっしゃったとおり、「埋めた、宅地にしようとしてやっているのか」ということもありましたが、パトロールされているということだと思いました。せっかくですから、そういうことも記載させていただければ、より一層活動をされているということが分かりますし、散歩しながら気をつけて見回す、これも随時の農地パトロールになります。「草が生えてきたね」とか、水路が塞がってしまい、市のほうに話をして掃除をしたということも立派な活動ですので、こういうのも記載していただければと思います。実は参考までに、私も地域を随時のパトロールをやっています。そうしますと、「草が随分生えてきたな」とか、「耕作放棄されてきたな」というのが見えてきます。例えば河川の草刈りが年々刈られない所が増えてきています。「これはなんでだろうな」という疑問があるわけですが、そういうのも活動記録カードの中に書いていただければと思います。そして、これを基に、中山間の代表名で、文章でもって「草刈りをしないと、この交付金は全額返還となる場合もありますよ」と出した結果、刈っていただいたということもありました。これらのことも、せっかく活動をしていることですから、総会に行った、運営委員会に行った、研修をした、ばかりではなく、細かいことも書いていただけるとかなりの件数になると思いますので、よろしく願いをしたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは以上をもちまして、第89回遠野市農業委員会総会を閉会と致します。大変ご苦労さまでございました。</p> <p>午前11時01分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成28年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>